

札幌医科大学附属病院臨床研究審査委員会業務手順書

【制定】西暦 2022 年 4 月 1 日）新旧対照表

改訂後	現行	改訂理由
<p>(自主臨床研究に係る業務) 第 5 条</p> <p>4 審査委員会は、研究責任者及び研究分担者が当該自主臨床研究を実施する上で適格であるか否かを次の各号に掲げる事項により検討すること。</p> <p>(1) 研究責任者は、次の①及び②の要件を満たすものとする。</p> <p>① 札幌医科大学附属病院自主臨床研究に係る業務手順書」第 22 条に定める総括担当者を配置している講座等の所属であること。</p> <p>② 本学常勤の職員又は特任教員であること。</p> <p>ただし、特段の理由がある場合で所定の様式において審査依頼前に病院長の許可を受けた者に限り、②の要件を満たすことを要しない。</p> <p>(2) 研究分担者は、前号①及び②の要件を満たす者又は前号①の要件を満たす臨床経験 5 年以上の診療医であること。</p>	<p>(自主臨床研究に係る業務) 第 5 条</p> <p>4 審査委員会は、研究責任者及び研究分担者が当該自主臨床研究を実施する上で適格であるか否かを次の各号に掲げる事項により検討すること。</p> <p>(1) 研究責任者は、「札幌医科大学附属病院自主臨床研究に係る業務手順書第」第 22 条に定める総括担当者を配置している講座等の所属であり、かつ本学常勤の職員、又は特任教員であること。</p> <p>(2) 研究分担者は、前号の要件を満たす者又は臨床経験 5 年以上の診療医等であること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・研究責任者の要件追記のため ・誤記修正のため ・記載整備